

仕 様 書

件 名	電気自動車の賃貸借（木更津年金事務所）【南関東】
規 格	別紙１のとおり
数 量	１台
契約期間	令和８年３月１３日～令和１３年８月３１日
リース期間	令和８年９月１日～令和１３年８月３１日（６０か月）
納品場所	木更津年金事務所（千葉県木更津市新田３－４－３１）
納品に係る 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納品は、原則、平日の９：３０～１６：３０の間に行うこととし、納品日時等については、担当部署と事前に調整の上決定すること。 ・ 納品に当たって、施設又はその他の備品等に損傷を与えないよう十分留意し、万が一、損害を与えた場合には、直ちに担当者及び担当部署に報告するとともに受託事業者の負担により速やかに原状回復、または程度に応じて取替えをすること。 ・ その他、敷地内における作業は建物管理者の指示に従うこと。 ・ 本業務に関する受託事業者は、必ず身分証明書を携帯すること。
費用の見積 に関する注 意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納品予定車両のカタログ及び性能等証明書を令和８年２月２４日（火）までに担当部署に提示し、適格品である旨の了承を得ること。合否については、令和８年２月２７日（金）までに電話連絡を予定。 ・ 調達物品の運搬及び設置等納品に付随する作業についても本調達に含まれること。 ・ 搬入に要する経費は、受託事業者の負担とし、その他、本仕様の内容にかかる費用全てを経費として見込むこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定された仕様と異なる場合は、直ちに指定した仕様で再納品すること。 ・ 納品された物品に重大な欠陥が発見された場合、受託事業者の責任において速やかに交換すること。 ・ 納品が完了した際は「納品完了報告書（様式任意）」を提出すること。 ・ 本業務の全部または主体的部分を第三者に委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。なお、本業務において主体的部分とは、電気自動車の賃貸借に関する管理業務及び費用の請求をいう。 ・ 再委託した業務における管理責任、事故の報告義務、その他一切の責任を受託事業者が負うこととする。グループ会社であっても法人格が異なる場合は、全て第三者とみなすため、当該会社にて業務を行う場合は申請を行うこと。 ・ 第三者へ委託する場合は履行体制等を記載した業務届（様式は任意）を事前に提出し承認を受けること。 ・ 仕様書に関する質問は、令和８年２月２４日（火）１７時までに任意の質問書を郵送またはFAXにより提出すること。質問への回答は令和８年２月２７

	<p>日（金）までに機構ホームページに掲載予定。</p> <ul style="list-style-type: none">・その他、本仕様書に定めのない事項については双方協議の上、決定するものとする。・本調達に係る問い合わせは、全て担当部署に行うこと。
担当部署	<p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構会計・資産管理部管財グループ 担当 古賀、山口 連絡先 TEL: 03-5344-1100 (内) 6347 FAX: 03-6892-7993</p>

1. 車 種

貸出車：電気自動車

2. ボディカラー

白、シルバー、ベージュ系統

3. リース方式

メンテナンスリース

4. リース要件

次のものはリース料に含まれるものとする。

登録諸費用、自動車税、自動車取得税、自動車重量税、自賠責保険料、継続車検整備、法定車検整備、一般点検整備、故障修理、部品等交換（夏・冬タイヤ、ブレーキパッド、バッテリー等）、消耗品交換（バッテリー、ワイパーブレード、ウインドウォッシャー液等）、メンテナンス時等の代車費用

※夏・冬タイヤについては、交換経費も本契約に含めること。

※任意保険は日本年金機構において別途加入する。

※点検により、平日2日以上当該車が使用不可になる場合は、代車（ガソリン車でも可とするがリース車両と同程度とする。）を提供すること。なお、代車については以下の任意保険をかけること。

- ・対人：無制限
- ・対物：無制限
- ・車両保険：時価額
- ・人身傷害補償：1名につき3,000万円

5. 年間走行距離

約7,000km

6. 車種、グレードの選定要件

ボディタイプは2BOX（トールワゴン）とし、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」（令和7年1月）によるほか、次の要件を満たすもの。

- (1) 4人乗り4ドア以上かつ乗用であること。
- (2) 車両重量が1,200kg以下であること。
- (3) 車両寸法が、全長3.4m以下、全幅1.48m以下、全高1.45m以上であること。
- (4) 最高出力が64ps以下であること。
- (5) 一充電走行距離（WLTCモード）180km以上であること。
- (6) 駆動形式は、2WDであること。

- (7) A T限定免許で運転することが可能であること。
- (8) エアコンを標準装備していること。
- (9) ステアリングは、右ハンドル（パワーアシスト付）であること。
- (10) パワーウィンドウ、パワードアロックを標準装備していること。
- (11) 運転席及び助手席にエアバックを標準装備していること。
- (12) ブレーキシステムにABSを標準装備すること。
- (13) 衝突被害軽減機能（AEBS）を装備していること。
- (14) 令和8年1月以降に製造された新車であること。

7. 付属設備（標準装備品の場合を含む）

- (1) フロアマット
- (2) カーナビゲーションシステム（AM/FMラジオ付）
 - ① VICS対応であること。
 - ② 地図データが最新版であること。
 - ③ テレビが映らないものであること。
- (3) ETCユニット
- (4) バックビューモニター（カーナビゲーションシステムと連動）
- (5) ドライブレコーダー（前方及び後方）
- (6) スタッドレスタイヤ（ホイール付）（リース期間中含む）

8. その他

補助金に必要な書類等の準備に協力すること。